

障害のある人もない人も 安心して暮らせるまちの実現に向けて



毎年12月3日から9日の1週間は「障害者週間」です。障害者週間は、広く障害者の福祉についての関心や理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、障害者基本法により設けられています。
今回は、障害者に関するマークについて紹介します。

お問い合わせは
障害者支援課
☎421-6741へ

駅やトイレ、公共施設など、さまざまな場所で見かける障害者に関するマーク。これらのマークにはそれぞれ意味があります。マークの意味を正しく理解し必要な支援や配慮をお願いします。

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、車椅子利用者や身体障害者に限定されるものではなく、障害のある人すべてを対象としたものです。

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のシンボルマークです。信号機などで身近に見かけられます。このマークを見かけたら、視覚障害者の利用へのご理解・ご配慮をお願いします。

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮をお願いします。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことをいいます。公共施設や交通機関、スーパーや病院などでの補助犬の同伴の受け入れにご理解・ご配慮をお願いします。

オストメイトマーク



オストメイトとは、病気や事故、障害などにより人工肛門・人工膀胱を造設した人のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること、およびオストメイトであることを表しています。

ハート・プラスマーク



内臓などの身体内部に障害がある人を表しています。身体内部に障害がある人は外見からは分かりにくいことから、障害の存在を示し、理解をしてもらうためにNPO法人ハート・プラスの会が作成しました。

障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正な利用を図るため、障害者や介護が必要な高齢者、妊産婦など、歩行が困難または移動に配慮が必要な人に、利用証を交付しています。利用証は、対象の駐車区画に駐車する際に、ルームミラーにかけるなど、車外から見えるように掲示して使用します。

交付対象者の要件や手続きなどの詳細は、各窓口へお問い合わせください。

- ・障害者、難病患者…障害者支援課
- ・高齢者（要介護状態区分1以上）…長寿支援課
- ・妊産婦…母子保健課
- ・けが人など…県健康福祉指導課（郵送対応のみ）



市議会第4回定例会は11月26日に開会しました

■日程 ▼3日(水)～5日(金)一般質問 ▼8日(月)一般質問、質疑
▼10日(水)総務・文教経済常任委員会 ▼11日(木)福祉・都市常
任委員会 ▼22日(月)総括審議

■本会議と委員会は傍聴できます 傍聴を希望する人は市役所4階議会事務局で手続きをしてください ▼本会議 午前10時から始まります。当日午前8時30分から会議終了まで受け付け。先着48人 ▼委員会 開催予定時刻30分前から会議終了まで受け付け。各委員会先着10人（受け付け開始の時点で傍聴希望者が10人を超える場合は抽選となります）。各委員会の開催時刻は市ホームページか議会事務局議事課までお問い合わせください。

■インターネット中継と会議録検索システム
本会議の様子は市ホームページで生中継するほか、スマートフォンでも視聴できます。会議の翌日（市の休日を除く）からは録画を見ることが出来ます。会議録は会議録検索システムをご利用ください。（議事課☎（483）1151）



（仮称）市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例骨子案に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、（仮称）八千代市特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営に関する基準を定める条例骨子案への意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対する個別回答は行いません。

▼募集期間 12月5日(金)～8年1月5日(月)必着 ▼公表場所
子ども保育課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する実施要項に記載

（子ども保育課☎（421）6752）

市民文化祭 12月下旬までの日程

イベント	日時	場所
語りの会やちよ 大人のための語りの会	12月14日(日) 午後1時30分～3時30分	勝田台文化セン ターホール
八千代交響楽団 第99回市民コンサート	12月21日(日) 午後2時～4時	市民会館 大ホール

（文化・スポーツ課☎（481）0305）